証券コード　8897
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
株式会社タカラレーベン
代表取締役社長　島　田　和　一

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット リージェンシー東京
地下１階『桃山』
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項
１．第43期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第43期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　また、本招集ご通知も併せてご持参くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.leben.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種経済政策の実施や日本銀行による追加金融緩和を背景として、設備投資や輸出が回復傾向にあります。それに伴い、企業業績や雇用情勢に改善が見られる等、デフレ脱却に向けた政府の成長戦略は一定の成果を出しており、緩やかな回復基調で推移しております。

不動産分譲市場においては、平成26年の全国販売開始戸数が8万3,205戸と対前年比21％の減少となっており、首都圏においても、販売戸数は減少傾向となっております。一方、販売価格については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、都心部において急激に高騰しており、都心部から郊外への一次取得者の流出が続いております。

このような状況下において、当社は、首都圏郊外において40年以上の実績を基に一定のポジションを確立し、独自のマーケティングによる用地仕入れを行っております。また、地方中心市街地においては、宮城県仙台市に東日本の拠点を、愛媛県松山市に西日本の拠点を設け、アクティブシニア層の買増・買替需要に対応することで、着実に供給エリアの拡大を進めております。

今後も、自社企画新築分譲マンション「レーベン」シリーズをメインブランドとし、一貫したコンセプトである「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を常に心がけながら、「幸せを考える。幸せをつくる。」を企業ビジョン、また、「感動する心・誠実な姿勢・実行する力」を企業ミッションとし、時代背景を的確に捉えた商品企画に取り組み、お客様を重視した企業活動を推進してまいります。

以上の結果、グループ全体の当期業績は、売上高76,956百万円（前年同期比6.9％増）、営業利益9,257百万円（前年同期比5.5％減）、経常利

益8,540百万円（前年同期比7.0％減）、当期純利益5,718百万円（前年同期比2.6％減）となっております。

事業別概況

（不動産販売事業）

新築分譲マンション1,620戸の売上高56,639百万円、新築戸建分譲及びリニューアル及びリセール事業等の売上高10,267百万円により、当事業売上高は66,907百万円（前年同期比1.7％増）となっております。

（不動産賃貸事業）

アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は2,898百万円（前年同期比70.8％増）となっております。

（不動産管理事業）

受託管理戸数38,700戸等からの管理収入により、当事業売上高は2,978百万円（前年同期比8.7％増）となっております。

（その他事業）

建設の請負、大規模修繕工事の受注及びメガソーラー事業による売電収入等により、当事業売上高は4,172百万円（前年同期比135.9％増）となっております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は8,095百万円であり、主なものは、事業用資産の取得7,891百万円、その他204百万円等であります。

③ 資金調達の状況

分譲マンションの開発資金については、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関14社との間で8,213百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当期末現在4,683百万円を調達しております。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 40 期 平成24年３月期	第 41 期 平成25年３月期	第 42 期 平成26年３月期	第 43 期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高（百万円）	55,191	64,907	71,963	76,956
当期純利益（百万円）	3,681	4,074	5,869	5,718
１株当たり当期純利益（円）	116.49	134.45	50.64	50.61
総資産（百万円）	70,277	75,013	95,891	101,738
純資産（百万円）	21,138	24,147	27,138	31,189
１株当たり純資産額（円）	683.33	807.58	237.53	279.11

（注）１．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
３．当社は平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年７月１日付で株式１株につき４株の割合をもって株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社レーベンコミュニティ	60	100	不動産管理事業
タカラアセットマネジメント株式会社	100	100	投資運用業
株式会社タカラレーベン東北	80	100	不動産販売事業
株式会社タカラレーベンリアルネット	30	100	不動産流通事業
株式会社タカラプロパティ	30	100	不動産賃貸事業
タカラ投資顧問株式会社	10	100	投資運用業
株式会社タフコ	10	100	融資回収事業
株式会社日興建設	200	100	総合建設業
株式会社住宅情報館	98	100	不動産販売事業
丸の内債権回収株式会社	600	99	債権管理回収事業

（注）１．タカラアセットマネジメント株式会社は、平成26年６月30日付で増資を行い、資本金が増加しております。

２．平成26年６月30日付でオアシス株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、オアシス株式会社は同日付で増資を行い、資本金が増加しております。また、平成26年７月１日付で、商号を株式会社タカラレーベンリアルネットに変更しております。
３．平成26年10月１日付で株式会社日興建設の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、同社は同日付で増資を行い、資本金が増加しております。
４．平成27年１月５日付で株式会社ライブネットホームの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、株式会社ライブネットホームは同日付で増資を行い、資本金が増加しております。また、同日付で、商号を株式会社タカラレーベン東北に変更しております。
５．平成27年１月５日付で株式会社住宅情報館の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

（４）対処すべき課題

当社の当面の課題は、人材育成であると考えております。特に持続可能な組織を構築していく上では、中間層の人材育成が必要不可欠であります。階層別研修の実施、企業文化の再浸透を図ること等で、従来のスピード感を持った経営判断は維持しつつ、より強固な組織体制の構築を目指してまいります。

（５）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社10社及び関連会社２社によって構成され、首都圏を中心に不動産事業を展開しております。

①　不動産販売事業

当社は、首都圏郊外をコアエリアに新築分譲マンション「レーベン」シリーズ等の企画開発及び販売を行っております。また、持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

②　不動産賃貸事業

当社は、首都圏をコアエリアにアパート、マンション及びオフィス等の賃貸事業を行っております。また、連結子会社である㈱タカラプロパティにおいて、賃貸管理事業を行っております。

③　不動産管理事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、分譲マンションの総合管理事業等を行っております。

④　融資回収事業

連結子会社である㈱タフコにおいて、融資回収業務を行っております。

⑤　債権管理回収事業

連結子会社である丸の内債権回収㈱において、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収事業を行っております。

⑥　介護事業

持分法適用関連会社である㈱アズパートナーズにおいて、介護付有料老人ホームの運営等を行っております。また、連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、リハビリ特化型デイサービス事業を行っております。

⑦　その他事業

当社グループにおいて、販売代理受託等、上記以外の事業を行っております。今後は、投資運用業、不動産アセットマネジメント業も行っていく予定です。

（６）主要な営業所（平成27年３月31日現在）

名称	所在地
株式会社タカラレーベン	本社（東京都新宿区）、北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）、横浜支社（神奈川県横浜市西区）
株式会社レーベンコミュニティ	本社（東京都豊島区）
タカラアセットマネジメント株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社タカラレーベン東北	本社（宮城県仙台市）
株式会社タカラレーベンリアルネット	本社（東京都新宿区）
株式会社タカラプロパティ	本社（東京都豊島区）
タカラ投資顧問株式会社	本社（東京都新宿区）
株式会社タフコ	本社（東京都新宿区）
株式会社日興建設	本社（神奈川県横浜市）
株式会社住宅情報館	本社（愛媛県松山市）
丸の内債権回収株式会社	本社（東京都千代田区）

（７）使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
551（92）名	114名増（9名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて、114名増加しましたのは、株式会社タカラレーベン東北（旧株式会社ライブネットホーム）、株式会社タカラレーベンリアルネット（旧オアシス株式会社）、株式会社日興建設及び株式会社住宅情報館を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262（３）名	18名増（2名増）	33.5歳	5.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（８）主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社筑波銀行	4,890百万円
株式会社三井住友銀行	4,435
株式会社商工組合中央金庫	3,397
株式会社りそな銀行	3,313
芙蓉総合リース株式会社	3,181
株式会社常陽銀行	3,029
株式会社武蔵野銀行	2,145
株式会社千葉銀行	2,052

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　248,000,000株

（２）発行済株式の総数　　111,468,693株（自己株式16,531,307株を除く）

（３）株主数　　8,657名

（４）大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
村　　山　　義　　男	25,633,600株	23.00％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,089,100株	4.57％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,256,000株	3.82％
MSCO　CUSTOMER　SECURITIES	3,219,200株	2.89％
ビービーエイチ　ボストン　ジーエムオー　フオーリン　スモール　カンパニーズ　フアンド	2,310,300株	2.07％
有　限　会　社　村　山　企　画	2,000,000株	1.79％
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　380634	1,916,100株	1.72％
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー	1,606,000株	1.44％
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　133524	1,456,900株	1.31％
バンク　オブ　ニユーヨーク　タツクス　トリイテイ　ジヤスデツク　オムニバス　ツー	1,387,200株	1.24％

（注）１．当社は、自己株式16,531,307株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．発行済株式の総数は、平成26年12月22日付にて実施した自己株式の消却により、前期末より2,000,000株減少しております。

３．新株予約権等の状況（平成27年３月31日現在）

（１）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回Ｂ種 新株予約権	第２回Ｂ種 新株予約権	第３回Ｂ種 新株予約権
発行決議日		平成24年６月22日	平成25年４月８日	平成26年４月11日
新株予約権の数		325個	301個	323個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　130,000株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　120,400株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　129,200株 （新株予約権１個につき400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 １個当たり400円 （１株当たり１円）	新株予約権 １個当たり400円 （１株当たり１円）	新株予約権 １個当たり400円 （１株当たり１円）
権利行使期間		平成24年７月10日から 平成64年７月９日まで	平成25年５月15日から 平成65年５月14日まで	平成26年５月14日から 平成66年５月13日まで
行使の条件		（注）	（注）	（注）
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 302個 目的となる株式数 120,800株 保有者数 ７人	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 112,000株 保有者数 ７人	新株予約権の数 282個 目的となる株式数 112,800株 保有者数 ７人

（注）①イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ⅰ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から３年以内にあっては下記(ⅱ)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ⅱ）本件新株予約権の割当日から３年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③平成25年７月１日付で、普通株式１株を４株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は１個当たり100株から400株へと調整されております。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第３回Ｂ種新株予約権
発行決議日		平成26年４月11日
新株予約権の数		323個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　129,200株 （新株予約権１個につき400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり400円 （１株当たり１円）
権利行使期間		平成26年５月14日から 平成66年５月13日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　41個 目的となる株式数　16,400株 交付者数　2人

（注）①イ．新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ．イ．にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

（ⅰ）新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から３年以内にあっては下記(ⅱ)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

（ⅱ）本件新株予約権の割当日から３年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ．相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ．相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③平成25年７月１日付で、普通株式１株を４株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は１個当たり100株から400株へと調整されております。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（平成27年３月31日現在）

（１）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	むらやまよしお 村山義男	
代表取締役社長	しまだかずいち 島田和一	最高経営責任者（ＣＥＯ） 兼 最高執行責任者（ＣＯＯ） 兼 最高財務責任者（ＣＦＯ） タカラ投資顧問㈱代表取締役
常務取締役	ふなもとてつお 舟本哲夫	執行役員戸建本部長 兼 戸建開発部長 丸の内債権回収㈱取締役 ㈱タフコ取締役 ㈱日興建設取締役
常務取締役	おかべたけし 岡部剛	執行役員営業本部長 ㈱タカラプロパティ取締役 ㈱タカラレーベンリアルネット取締役
取締役	はせがわたかひこ 長谷川隆彦	執行役員総合企画本部長 兼 経理部長 兼 財務部長 ㈱タフコ取締役 タカラアセットマネジメント㈱取締役
取締役	てじまよしたか 手島芳貴	執行役員開発本部長 兼 開発部長 兼 横浜支社長 兼 エコエナジー事業部長 タカラ投資顧問㈱取締役 ㈱タカラレーベン東北取締役 ㈱サンウッド取締役 ㈱アズパートナーズ監査役
取締役	きたがわとしや 北川智哉	執行役員経営企画室長 ㈱レーベンコミュニティ取締役 タカラアセットマネジメント㈱取締役 タカラ投資顧問㈱取締役 ㈱タカラレーベン東北取締役
取締役	はらただゆき 原忠行	執行役員営業本部第一営業グループ長
取締役	しだひとし 信田仁	
常勤監査役	こばやしくにお 小林邦雄	丸の内債権回収㈱監査役 ㈱タフコ監査役 タカラアセットマネジメント㈱監査役 タカラ投資顧問㈱監査役

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
監　査　役	ほそかわたかとし 細　川　高　稔	丸の内債権回収㈱監査役
監　査　役	おおたたかあき 太　田　孝　昭	㈱シーケーシステム研究所代表取締役 ㈱ビジコム代表取締役 ＯＡＧ税理士法人代表社員 ㈱ＯＡＧコンサルティング代表取締役

（注）１．取締役信田仁氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役小林邦雄、監査役細川高稔及び監査役太田孝昭の３氏は社外監査役であります。
３．常勤監査役小林邦雄及び監査役細川高稔の両氏は、いずれも長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、また監査役太田孝昭氏は、税務・会計の分野をはじめ、経営全般や内部統制に関する分野に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、常勤監査役小林邦雄及び監査役細川高稔の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	変更年月日
村　山　義　男	代表取締役社長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ）	代表取締役会長	平成26年４月１日
島　田　和　一	代表取締役副社長 兼最高執行責任者 （ＣＯＯ） 兼最高財務責任者 （ＣＦＯ） 兼総合企画本部長	代表取締役社長 兼最高経営責任者 （ＣＥＯ） 兼最高執行責任者 （ＣＯＯ） 兼最高財務責任者 （ＣＦＯ）	平成26年４月１日
長谷川　隆　彦	取締役 兼執行役員経理部長 兼財務部長	取締役 兼執行役員総合企画本部長 兼経理部長 兼財務部長	平成26年４月１日
手　島　芳　貴	取締役 兼執行役員開発本部長 兼建築部長 兼商品企画部長 兼エコエナジー事業部長	取締役 兼執行役員開発本部長 兼開発部長 兼横浜支社長 兼エコエナジー事業部長	平成27年１月５日
原　　忠　行	取締役 兼執行役員営業本部 第一営業部長	取締役 兼執行役員営業本部 第一営業グループ長	平成26年４月１日

（２）事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼務の状況
笠　井　秀　樹	平成26年６月23日	任期満了	丸の内債権回収㈱常勤監査役 昭和電線ホールディングス㈱監査役

（３）取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	９名 （１名）	252百万円 （６百万円）
監査役 （うち社外監査役）	４名 （４名）	16百万円 （16百万円）
合計 （うち社外役員）	13名 （５名）	269百万円 （22百万円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成11年７月16日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成11年７月16日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役７名　48百万円
５．監査役の報酬等の額には、平成26年６月23日開催の第42期定時株主総会終結をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

（４）社外役員に関する事項

①　取締役　信田　仁

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況
該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況
該当事項はありません。

ハ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況
平成26年６月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、出席率は95％であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

② 監査役　小林邦雄

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況

丸の内債権回収㈱監査役

㈱タフコ監査役

タカラアセットマネジメント㈱監査役

タカラ投資顧問㈱監査役

なお、丸の内債権回収㈱、㈱タフコ、タカラアセットマネジメント㈱及びタカラ投資顧問㈱は当社の子会社であります。

ハ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、出席率は100％であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ｂ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会20回の全てに出席し、出席率は100％であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

③ 監査役　細川高稔

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況

丸の内債権回収㈱監査役

なお、丸の内債権回収㈱は当社の子会社であります。

ハ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
ニ．当事業年度における主な活動状況
ａ．取締役会への出席状況及び発言状況
平成26年６月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、出席率は95％であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
ｂ．監査役会への出席状況及び発言状況
平成26年６月23日就任以降、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、出席率は100％であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
ホ．責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

④　監査役　太田孝昭
イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況
㈱シーケーシステム研究所代表取締役
㈱ビジコム代表取締役
ＯＡＧ税理士法人代表社員
㈱ＯＡＧコンサルティング代表取締役
なお、ＯＡＧ税理士法人と当社は税務等に関する顧問契約を締結しております。その他の会社と当社との間に特別の関係はありません。
ロ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況
該当事項はありません。
ハ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
ニ．当事業年度における主な活動状況
ａ．取締役会への出席状況及び発言状況
当事業年度に開催された取締役会25回のうち18回に出席し、出席率は72％であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

b．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会20回のうち17回に出席し、出席率はおよそ85％であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

５．会計監査人の状況

（１）名称

太陽有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人は、平成26年10月１日をもって、太陽有限責任監査法人に名称を変更しております。

（２）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的といたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

（４）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

６．業務の適正を確保するための体制

当会社は、会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとおりの基本方針を定めております。

（１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当会社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当会社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画室長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

（２）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうえでの迅速な意思決定を行う体制としている。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

（4）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当会社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

（5）当会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当会社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当会社の取締役会に報告する体制としている。

② 当会社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。

③ 当会社は、経営企画室長が必要に応じ、当会社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、当会社が標榜する「循環型経営」の基礎を成すとともに、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。

④ 当会社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示実効性の確保に関する事項

当会社は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

（8）当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。

また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。

（9）監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当会社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第６号)が、平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当会社及び各関係会社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当会社及び各関係会社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**67,319**	**流動負債**	**34,800**
現金及び預金	26,281	支払手形及び買掛金	10,023
受取手形及び売掛金	933	短期借入金	4,742
販売用不動産	4,901	一年以内償還予定社債	200
仕掛販売用不動産	30,444	一年以内返済予定長期借入金	10,378
未成工事支出金	244	リース債務	108
繰延税金資産	189	未払法人税等	1,928
その他	4,362	前受金	4,146
貸倒引当金	△37	賞与引当金	265
固定資産	**34,400**	完成工事補償引当金	150
有形固定資産	**30,412**	その他	2,857
建物及び構築物	6,870	**固定負債**	**35,748**
機械装置及び運搬具	3,870	長期借入金	33,235
工具、器具及び備品	31	リース債務	148
土地	18,758	退職給付に係る負債	255
リース資産	154	役員退職慰労引当金	29
建設仮勘定	725	資産除去債務	20
無形固定資産	**1,627**	繰延税金負債	813
のれん	1,123	その他	1,245
リース資産	82	**負債合計**	**70,549**
その他	421	純資産の部	
投資その他の資産	**2,361**	**株主資本**	**31,081**
投資有価証券	223	資本金	4,819
長期貸付金	55	資本剰余金	4,817
繰延税金資産	46	利益剰余金	26,251
その他	2,042	自己株式	△4,806
貸倒引当金	△6	**その他の包括利益累計額**	**30**
繰延資産	**18**	その他有価証券評価差額金	30
		新株予約権	**77**
		純資産合計	**31,189**
資産合計	**101,738**	**負債純資産合計**	**101,738**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		76,956
売上原価		58,645
売上総利益		18,311
販売費及び一般管理費		9,053
営業利益		9,257
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	4	
受取手数料	112	
持分法投資損益	5	
預り金精算益	48	
雑収入	58	233
営業外費用		
支払利息	892	
雑損失	59	951
経常利益		8,540
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	16	
負ののれん発生益	82	99
特別損失		
固定資産除却損	30	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	9	
訴訟関連損失	20	61
税金等調整前当期純利益		8,577
法人税、住民税及び事業税	1,973	
法人税等調整額	886	2,859
少数株主損益調整前当期純利益		5,718
当期純利益		5,718

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月1日　期首残高	4,819	4,817	21,623	△4,179	27,080
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△624		△624
当期純利益			5,718		5,718
連結範囲の変動			92		92
自己株式の取得				△1,217	△1,217
自己株式の処分		2		29	32
自己株式の消却		△560		560	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		557	△557		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,628	△627	4,001
平成27年３月31日　期末残高	4,819	4,817	26,251	△4,806	31,081

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成26年４月1日　期首残高	4	4	53	－	27,138
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△624
当期純利益					5,718
連結範囲の変動					92
自己株式の取得					△1,217
自己株式の処分					32
自己株式の消却					－
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	26	26	24	－	50
連結会計年度中の変動額合計	26	26	24	－	4,051
平成27年３月31日　期末残高	30	30	77	－	31,189

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数	10社
ロ．連結子会社名	株式会社レーベンコミュニティ タカラアセットマネジメント株式会社 株式会社タカラレーベン東北 株式会社タカラレーベンリアルネット 株式会社タカラプロパティ タカラ投資顧問株式会社 株式会社タフコ 株式会社日興建設 株式会社住宅情報館 丸の内債権回収株式会社
ハ．連結の範囲の変更	オアシス株式会社は、平成26年６月30日付で株式を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、平成26年７月１日付で、オアシス株式会社は株式会社タカラレーベンリアルネットに商号を変更しております。 株式会社日興建設は、平成26年10月１日付で株式を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 株式会社ライブネットホーム及び株式会社住宅情報館は、平成27年１月５日付で株式を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、同日付で、株式会社ライブネットホームは株式会社タカラレーベン東北に商号を変更しております。

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の名称	株式会社アズパートナーズ 株式会社サンウッド

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

ａ．満期保有目的債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
ｂ．その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　３～50年
機械装置及び運搬具　　４～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　　自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用　　定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．完成工事補償引当金　　自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。 ただし、免税事業者に該当する連結子会社については税込処理によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	21百万円
受取手形及び売掛金	409百万円
販売用不動産	592百万円
仕掛販売用不動産	23,876百万円
その他（流動資産）	267百万円
建物及び構築物	5,805百万円
機械装置及び運搬具	3,070百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	14,489百万円
建設仮勘定	549百万円
その他（無形固定資産）	224百万円
計	49,307百万円

上記に対する債務

短期借入金	3,032百万円
１年以内返済予定長期借入金	5,296百万円
長期借入金	31,667百万円
計	39,996百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　4,261百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	12,073百万円

(4) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。

なお、当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

イ．簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	220百万円
退職給付費用	68百万円
退職給付の支払額	△36百万円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△6百万円
新規連結による増加額	10百万円
退職給付に係る負債の期末残高	255百万円

ロ．退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	353百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△97百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	255百万円

ハ．退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	68百万円

③ 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、６百万円であります。

(5) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物252百万円、土地445百万円を販売用不動産に振替えております。

(6) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関14社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	8,213百万円
借入実行残高	4,683百万円
差引額	3,529百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	130,000千株	－千株	2,000千株	128,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,974千株	2,668千株	2,112千株	16,531千株

（注） 1．普通株式の発行済株式総数の減少2,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加2,668千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

3．普通株式の自己株式の株式数の減少2,112千株は、ストックオプションの行使による減少及び取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月23日定時株主総会	普通株式	399	3.5	平成26年３月31日	平成26年６月24日
平成26年10月27日取締役会	普通株式	225	2	平成26年９月30日	平成26年12月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年６月24日開催の第43期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

・配当金の総額　445百万円
・１株当たり配当額　4円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月25日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回Ｂ種新株予約権	第2回Ｂ種新株予約権	第3回Ｂ種新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式数	130,000株	120,400株	129,200株
新株予約権の個数	325個	301個	323個
新株予約権の残高	16百万円	36百万円	24百万円

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に顧客に対する貸付であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として３年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、顧客に対して長期貸付金を有しております。回収に問題が生じた場合は、督促状等を発送するとともに回収状況について経理部長に報告されることになっております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、各金融機関ごとの借入金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	26,281	26,281	―
(2) 受取手形及び売掛金	933	933	―
(3) 投資有価証券	162	162	―
(4) 長期貸付金	55		
貸倒引当金（※）	△6		
	49	49	―
資産計	27,426	27,426	―
(1) 支払手形及び買掛金	10,023	10,023	―
(2) 短期借入金	4,742	4,742	―
(3) 一年以内償還予定社債	200	198	△1
(4) リース債務(流動)	108	108	―
(5) 長期借入金（一年以内返済予定長期借入金を含む）	43,613	43,621	7
(6) リース債務(固定)	148	137	△10
負債計	58,836	58,832	△4

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらは、すべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。また、その他一般の貸付先については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年以内償還予定社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（流動）、(6) リース債務（固定）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（一年以内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額61百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び賃貸用のマンション等を有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は721百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は０百万円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
18,088	5,686	23,774	25,336

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち,主な増加額は不動産取得（4,082百万円）、連結範囲の増加(2,536百万円)であり、主な減少額は販売用不動産への振替（697百万円）、減価償却費（297百万円）であります。

３．期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　279円11銭

(2) １株当たり当期純利益　50円61銭

７．重要な後発事象に関する注記

（株式報酬型ストックオプションの発行）

当社は、平成27年４月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

１．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由

当社業績及び株式価値と役員報酬及び給与の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的とするものであります。

２．新株予約権の要領

(1) 株式会社タカラレーベン第４回新株予約権（Ａ種新株予約権）

① 新株予約権の割当日

平成27年５月12日

② 新株予約権の総数

310個（１個につき400株）

③ 新株予約権の付与対象者及びその人数

当社取締役８名及び当社執行役員３名

④ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり299,200円（１株当たり748円）

上記金額は、割当日における新株予約権１個当たりの価格を「ブラック・ショールズ・モデル」により算定したものです。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込む総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式124,000株

なお、上記①に定める新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記①に定める新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

⑦ 新株予約権の行使期間

平成27年５月13日から平成67年５月12日までとする。ただし、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

（ｉ）相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

（ⅱ）相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

（ⅲ）相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

（自己株式の取得）

当社は、平成27年５月11日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

株主価値の増大に繋がる資本効率の向上策として実行するものです。

２．自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得し得る株式の総数

2,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.79％）

③ 取得する期間

平成27年５月12日から平成28年３月31日まで

④ 株式の取得価額の総額

1,500百万円（上限）

⑤ 取得の方法

株式会社東京証券取引所における市場買付

8．その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、遊休資産の時価下落により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（0万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	神奈川県足柄下郡箱根町	0
合計			0

また、科目別の内訳は、土地0百万円であります。

当社グループは、遊休資産について個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**63,085**	**流動負債**	**31,926**
現金及び預金	23,768	支払手形	8,088
売掛金	110	買掛金	1,371
未収入金	140	短期借入金	4,443
販売用不動産	4,892	一年以内返済予定長期借入金	10,112
仕掛販売用不動産	30,108	リース債務	71
前渡金	1,721	未払金	1,118
前払費用	1,003	未払費用	101
短期貸付金	3	未払法人税等	1,808
関係会社短期貸付金	270	前受金	4,065
繰延税金資産	139	預り金	333
その他	944	前受収益	17
貸倒引当金	△17	賞与引当金	180
固定資産	**30,044**	完成工事補償引当金	150
有形固定資産	**26,423**	その他	63
建物	5,009	**固定負債**	**32,643**
構築物	193	長期借入金	30,800
機械及び装置	3,864	預り敷金及び保証金	739
工具、器具及び備品	14	リース債務	115
土地	16,506	退職給付引当金	165
リース資産	108	資産除去債務	20
建設仮勘定	725	繰延税金負債	796
無形固定資産	**336**	その他	4
借地権	224	**負債合計**	**64,569**
ソフトウェア	49	純資産の部	
リース資産	62	**株主資本**	**28,454**
その他	0	**資本金**	**4,819**
投資その他の資産	**3,285**	**資本剰余金**	**4,817**
投資有価証券	184	資本準備金	4,817
関係会社株式	2,292	**利益剰余金**	**23,624**
出資金	2	利益準備金	92
会員権	15	その他利益剰余金	23,532
敷金及び保証金	343	特別償却準備金	2,592
長期貸付金	55	別途積立金	14,681
関係会社長期貸付金	331	繰越利益剰余金	6,258
長期未収入金	157	**自己株式**	**△4,806**
その他	137	**評価・換算差額等**	**28**
貸倒引当金	△234	その他有価証券評価差額金	28
		新株予約権	**77**
		純資産合計	**28,560**
資産合計	**93,130**	**負債純資産合計**	**93,130**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
不動産売上高	66,818	
不動産賃貸収入	1,353	
その他の収益	647	**68,819**
売上原価		
不動産売上原価	51,097	
不動産賃貸原価	713	
その他の原価	334	**52,145**
売上総利益		**16,673**
販売費及び一般管理費		**7,889**
営業利益		**8,783**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	70	
受取手数料	111	
雑収入	58	253
営業外費用		
支払利息	869	
雑損失	30	899
経常利益		**8,137**
特別利益		
投資有価証券売却益	16	16
特別損失		
固定資産除却損	30	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	9	
訴訟関連損失	20	61
税引前当期純利益		**8,092**
法人税、住民税及び事業税	1,776	
法人税等調整額	914	2,690
当期純利益		**5,401**

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年4月1日期首残高	4,819	4,817	－	4,817	92	691	12,681	5,940	19,405
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の積立						2,199		△2,199	－
特別償却準備金の取崩						△298		298	－
別途積立金の積立							2,000	△2,000	－
剰余金の配当								△624	△624
当期純利益								5,401	5,401
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
自己株式の消却			△560	△560					
利益剰余金から資本剰余金への振替			557	557				△557	△557
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,900	2,000	318	4,218
平成27年３月31日期末残高	4,819	4,817	－	4,817	92	2,592	14,681	6,258	23,624

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年4月1日期首残高	△4,179	24,863	4	4	53	24,920
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△624				△624
当期純利益		5,401				5,401
自己株式の取得	△1,217	△1,217				△1,217
自己株式の処分	29	32				32
自己株式の消却	560	－				－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			24	24	24	48
事業年度中の変動額合計	△627	3,591	24	24	24	3,640
平成27年３月31日期末残高	△4,806	28,454	28	28	77	28,560

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
② 子会社株式及び関係会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
③ その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　３～50年 機械及び装置　17年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　完成工事補償引当金　　自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	21百万円
売掛金	46百万円
販売用不動産	598百万円
仕掛販売用不動産	23,876百万円
その他（流動資産）	297百万円
建物	4,481百万円
構築物	149百万円
機械及び装置	3,068百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	12,741百万円
建設仮勘定	549百万円
借地権	224百万円
計	46,056百万円

上記に対する債務

短期借入金	2,733百万円
一年以内返済予定長期借入金	5,175百万円
長期借入金	29,440百万円
計	37,349百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　3,467百万円

(3) 保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	12,073百万円
株式会社　タフコ	165百万円
計	12,239百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	100百万円
② 長期金銭債権	157百万円
③ 短期金銭債務	65百万円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

該当事項はありません。

(6) 有形固定資産の保有目的の変更

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物252百万円、土地445百万円を販売用不動産に振替えております。

(7) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する事項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関14社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	8,213百万円
借入実行残高	4,683百万円
差引額	3,529百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	58百万円
② 仕入高	1,361百万円
③ 営業取引以外の取引高	120百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,974千株	2,668千株	2,112千株	16,531千株

（注） 1．普通株式の自己株式の株式数の増加2,668千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少2,112千株は、ストックオプションの行使による減少及び取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（百万円）
賞与引当金損金算入限度超過額	59
貸倒引当金損金算入限度超過額	81
販売用不動産評価損否認	93
会員権評価損否認	38
退職給付引当金損金算入限度超過額	53
減価償却損金算入限度超過額	87
減損損失否認	410
繰延消費税等	13
未払事業税	128
仕掛不動産仕損否認	12
投資有価証券強制評価減否認	43
資産除去債務否認	9
税務繰延資産	134
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	49
新株予約権	25
訴訟関連損失否認	6
繰延税金資産小計	1,247
評価性引当額	△658
繰延税金資産合計	588
繰延税金負債	
特別償却準備金認定損	1,245
繰延税金負債合計	1,245
繰延税金資産の純額	△656

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（百万円）
流動資産－繰延税金資産	139
固定負債－繰延税金負債	796

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は70百万円減少し、法人税等調整額は70百万円減少しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱タフコ	10	融資回収事業	所有直接100.00	債務保証（注）２	債務保証	165	－	－

（注）１．上記の取引金額には消費税は含まれておりません。

２．債務保証については、年0.3%の保証料を受領しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　255円53銭

(2) １株当たり当期純利益　47円81銭

８．重要な後発事象に関する注記

（株式報酬型ストックオプションの発行）

当社は、平成27年４月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

１．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由

当社業績及び株式価値と役員報酬及び給与の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的とするものであります。

２．新株予約権の要領

(1) 株式会社タカラレーベン第４回新株予約権（Ａ種新株予約権）

① 新株予約権の割当日

平成27年５月12日

② 新株予約権の総数

310個（１個につき400株）

③ 新株予約権の付与対象者及びその人数

当社取締役８名及び当社執行役員３名

④ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり299,200円（１株当たり748円）

上記金額は、割当日における新株予約権１個当たりの価格を「ブラック・ショールズ・モデル」により算定したものです。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込む総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式124,000株

なお、上記①に定める新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記①に定める新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

⑦ 新株予約権の行使期間

平成27年５月13日から平成67年5月12日までとする。ただし、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

（ⅰ）相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

（ⅱ）相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

（ⅲ）相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から２ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

（自己株式の取得）

当社は、平成27年５月11日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

株主価値の増大に繋がる資本効率の向上策として実行するものです。

２．自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得し得る株式の総数

2,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.79％）

③ 取得する期間

平成27年５月12日から平成28年３月31日まで

④ 株式の取得価額の総額

1,500百万円（上限）

⑤ 取得の方法

株式会社東京証券取引所における市場買付

9．連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、当事業年度において、遊休資産の時価下落により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（０百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	神奈川県足柄下郡箱根町	0
合計			0

また、科目別の内訳は、土地０百万円であります。

当社は、遊休資産について個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社　タカラレーベン

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金　子　勝　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年５月11日開催の取締役会において自己株式の取得について決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社　タカラレーベン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金　子　勝　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年５月11日開催の取締役会において自己株式の取得について決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社タカラレーベン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　林　邦　雄　㊞

監　査　役（社外監査役）　細　川　高　稔　㊞

監　査　役（社外監査役）　太　田　孝　昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金4.0円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、445,874,772円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社事業内容の多様化に対応するため、当社定款第２条（目的）に目的事項を追加するものであります。

（２）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されることから、当社定款に所要の変更を行うものであります。なお、当社定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～１８．　（条文省略） １９．自然エネルギー、その他による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売ならびにこれら発電事業に関するコンサルタント業務	１．～１８．　（現行どおり） １９．自然エネルギー、その他による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売ならびにこれら発電事業に関する<u>発電施設、設備の企画・設計・施工・販売・管理・保守、リース業務、レンタル業務および</u>コンサルタント業務
２０．～２３．　（条文省略）	２０．～２３．　（現行どおり）
第３条～第２９条　（条文省略）	第３条～第２９条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第３０条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第３０条　（現行どおり）
２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第３１条～第３８条　（条文省略）	第３１条～第３８条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第３９条　（条文省略）	（監査役の責任免除） 第３９条　（現行どおり）
２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第４０条～第４７条　（条文省略）	第４０条～第４７条　（現行どおり）

第３号議案　取締役２名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役長谷川隆彦は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化をはかるため取締役（社外取締役）を１名増員し、取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	はせがわたかひこ 長谷川　隆彦 (昭和30年８月14日生)	平成18年８月　当社入社 平成21年１月　当社執行役員経理部長 平成21年５月　当社執行役員経理部長 兼財務部長 平成21年６月　当社取締役経理部長兼財務部長 平成24年４月　当社取締役兼執行役員経理部長 兼財務部長 平成26年４月　当社取締役 兼執行役員総合企画本部長 兼経理部長兼財務部長 平成27年４月　当社取締役 兼執行役員総合企画本部長 兼財務部長（現任） ［重要な兼職の状況］ ・㈱タフコ取締役 ・タカラアセットマネジメント㈱取締役	11,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※2	かさはらかつみ 笠原克美 (昭和15年４月21日生)	昭和42年10月　司法試験合格 昭和45年４月　判事補任官 昭和48年５月　弁護士名簿登録（登録番号13897）東京弁護士会入会 昭和49年５月　東京弁護士会　図書館及び会館委員会副委員長 昭和51年４月　日本弁護士連合会　本部東京都支部法律扶助審査委員 昭和52年４月　日本弁護士連合会　交通事故相談センター問題協議会委員 昭和54年４月　東京弁護士会　常議員 昭和55年４月　東京弁護士会　財務委員会副委員長 昭和61年４月　東京弁護士会　会館委員会副委員長 昭和62年４月　東京弁護士会　人権擁護委員会副委員長 昭和62年５月　財団法人日本クレジットカウンセリング協会　カウンセラー業務担当弁護士 平成11年５月　財団法人日本クレジットカウンセリング協会　評議員 平成25年４月　公益財団法人日本美術刀剣保存協会　顧問弁護士・倫理委員（現任） 平成25年７月　公益財団法人全日本弓道連盟　監事（現任）	32,000株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であり、社外取締役候補者であります。
２．当社は笠原克美氏との間で、同氏が代表を務める弁護士笠原克美法律事務所と法律顧問契約を締結しております。なお、他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．笠原克美氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
４．当社は、笠原克美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であり、その内容は次のとおりであります。
・当社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。
５．笠原克美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、笠原克美氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額は、平成24年６月21日開催の第40期定時株主総会において、平成11年７月16日開催の臨時株主総会にてご承認いただいた年額400百万円以内の報酬限度額内で年額100百万円を上限とする旨ご承認をいただいております。

当社におきましては、平成24年に取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、当社業績及び株式価値と役員報酬の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲などを一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしております。

今般、経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額を取締役報酬額とは別枠で年額300百万円を上限とすることといたしたく存じます。

なお、第３号議案「取締役２名選任の件」が承認可決されますと、本新株予約権の割当てを受ける当社取締役は社外取締役２名を除く合計８名となります。

また、この報酬額の改定とあわせて、新株予約権の総数等、その内容を一部改定させていただき、平成24年６月21日開催の第40期定時株主総会において承認可決されております株式報酬型ストックオプションとして割当てる新株予約権の内容を、以下のとおりといたしたく存じます。

１．新株予約権の総数

Ａ種新株予約権とＢ種新株予約権（以下「新株予約権」と総称します。）あわせて1,200個を、各事業年度内に発行する新株予約権の総数の上限とします。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は400株とします。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

【調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率】

また当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われます。

当社普通株式480,000株を、各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

（注）付与株式数及び株式数の上限につきましては、平成25年７月１日付で行った１：４の株式分割に伴い、平成24年６月21日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただいておりました付与株式数は100株から400株へ変更されております。それに伴いまして、普通株式120,000株につきましても、120,000株から480,000株に変更されております。

３．新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とします。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

５．新株予約権の行使の条件

【Ａ種新株予約権】

新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できるものとします。

【Ｂ種新株予約権】

（１）新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できるものとします。

（２）上記（１）にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できないものとします。

① 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から３年以内にあっては下記②に規定する退任等の場合を除きます。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

② 新株予約権の割当日から３年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、または当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいいます。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

６．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

７．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

８．その他の新株予約権の内容等

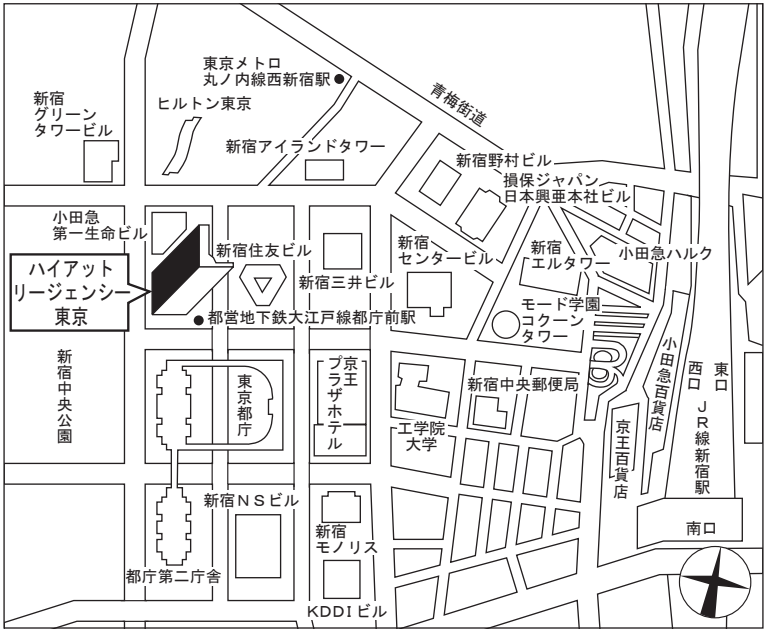
上記１から７までの事項の詳細及びその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
　　ハイアット リージェンシー東京　地下１階『桃山』
　　電話　03（3348）1234
最寄り駅：ＪＲ新宿駅西口より徒歩約９分
　　都営地下鉄大江戸線都庁前駅Ａ７出口Ｃ４連絡通路経由で徒歩１分
　　東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約４分



お車の場合

首都高速新宿出入口より約２分

駐車場

ホテルＢ１階・Ｂ２階・Ｂ３階（415台収容）